


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	内藤 峰雄			
件名	「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」中間の まとめの公表について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、概ね10年間で整備する路線を示した事業化計画を過去3度定め事業の推進に努めてきた。現行の整備方針（第三次事業化計画）は、平成27年度をもって計画期間が満了することから、平成25年度から3か年に渡り協働で、第四次（平成28年度～37年度）となる整備方針の策定に取り組んでいる。</p> <p>ここで、関係区市町で整備方針の「中間のまとめ」を策定し、公表する。 この「中間のまとめ」は、下記の事項に関する考え方を示すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未着手の都市計画道路について、検証項目を示し、その必要性を確認する。 ・必要性が確認された路線の中から、優先的に整備する路線を位置づけていく。 ・必要性が確認されなかった路線は、整備方針策定後、計画廃止を含めた検討を行う。 <p>【公表時期】 平成27年5月26日 「中間のまとめ」の策定、都ホームページで公表（順次、各団体も公表していく） 平成27年6月1日 「中間のまとめ」の策定とパブリックコメントの実施について、市報及び市ホームページに掲載</p> <p>【影響及び効果】 「中間のまとめ」を策定・公表し、今後、市民の意見・提案を参考に整備方針を策定する。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>平成25年9月 第1回市町検討会の開催 平成26年12月 第3回市町検討会の開催 平成27年5月26日 「中間のまとめ」を策定、都ホームページで公表並びにパブリックコメントの実施 平成27年6月1日 市報及びホームページに掲載 ※整備方針の策定は、平成27年度末となる。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、「中間のまとめ」を市議会議員へ情報提供するとともに、市報及びホームページに掲載する。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。